

○県立自然公園許可・届出行為に関する審査指針（普通地域措置命令処理指針整理表（風力発電施設関係抜粋））に基づく酒田市十里塚風力発電事業（仮称）に関する考え方（庄内海浜県立自然公園普通地域）

風力発電施設の新築にかかる審査指針		県の考え方
第5 普通地域 措置命令 処理指針 2	(1)	以下の規定によること。
	ア	<p>主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」に基づき、主要な眺望点5地点における眺望に対する支障の程度の確認が行われている。</p> <p>風力発電施設の存在に伴い、主要な眺望点からの眺望景観については、近景域の眺望点や風車との間に障害物が少ない海岸部の眺望点等において、眺望景観に変化があると予測されているが、本事業では、地域の特性を考慮し、可能な限り周辺景観と調和する色彩として薄い灰色に塗装するなどの環境保全措置を講ずる計画であり、影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されるものと評価されており、眺望保全のための措置によって風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないと認められる（環境影響評価書6.1.11景観 P723～822、資-489～502 参照）。</p>
	イ	<p>山稜線、海岸線を分断する等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>風力発電設備が目立たないよう光が反射しにくい塗料を使用するほか、風力発電施設は乱雑な印象とならないように、クロマツ林、防浪砂堤及び海岸線と平行、等間隔、高さが水平に揃うよう配置するなどの環境保全措置を講じる計画となっており、事業実施区域内の景観資源であり眺望対象となる庄内砂丘とクロマツ林の景観に著しい支障を及ぼすおそれはないと認められる（環境影響評価書6.1.11景観 P723～822、資-489～502 参照）。</p>
	(2)	<p>色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>風力発電施設の色彩は、可能な限り周辺景観と調和する色彩として薄い灰色に塗装し、山形県事業の色彩にも配慮するとしている。また、形態も庄内海岸に既に設置されている他の風力発電施設と比較して外見上に大きな相違がないと認められることから、周囲の風致又は景観と著しく不調和ではないと認められる（環境影響評価書6.1.11景観 P818、要約書 P142 参照）。</p>
	(3)	<p>当該風力発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該風力発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。</p> <p>事業期間終了後は、その際の社会情勢等を踏まえ事業終了（撤去）又は継続を判断するとしていること、事業終了の場合は、設置時と同様に原状復旧作業を行うとされていることから、撤去に関する計画が定められ、跡地の整理が行われるものと認められる（届出書・許可申請書補足資料「VI 風車撤去計画」 P10 参照）。</p>
(4)	<p>当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。</p> <p>工事施工方法の変更により工事施工ヤードの面積を縮小したほか、送電線を既設の森林管理署管理道に埋設することとしたこと、防浪砂堤に恒久的な保安点検用通路を設置しないこととしたことなど、重要な地形及び地質である庄内砂丘への影響を可能な限り低減するため、地形の改変面積の最小化に努めるとされており、土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められる（環境影響評価書6.1.5地形及び地質 P360～373、6.2 P851～854、要約書 P92 参照）。</p>	
(5)	<p>野生動植物の生息又は生育上その他の風景の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>本事業は、庄内海浜県立自然公園内での事業であることに留意して、自然環境や景観について影響低減に努めた事業計画と評価されており、野生動植物に関しても、生物の多様性確保及び自然環境の体系的保存の観点において、自然環境の改変量を極力抑える計画とされている。</p> <p>一例として、コアジサシやチドリ等の繁殖に影響を与えないよう、これらの繁殖期である5月～8月には工事を中止し、2ヵ年での工事計画としたことや、バードストライク対策として、ブレードに紫外線を反射する特殊な塗装を行うこと等について検討するなどの環境保全措置が講じられることにより、自然環境への影響を事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されると評価されており、野生動植物の生息又は生育上その他の風景の維持上重大な支障を及ぼすおそれはないと認められる（環境影響評価書6.1.8動物 P417～586、6.1.9植物 P587～678、6.2 P847～861、6.4 P847 参照）。</p> <p>事業実施区域内の景観資源である庄内砂丘とクロマツ林について、クロマツ林は本事業による直接的な改変が行われず、また、庄内砂丘は海岸部の一部が改変されるものの、その改変面積は大規模なものとはならないと予測されている。また、工事中に整備した仮設の施設については工事終了後速やかに原状復旧が図るとされているとともに、飛砂防止措置や在来海浜植物の移植などが行われることにより、景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれはないと認められる（環境影響評価書6.1.5地形及び地質 P367～373、6.1.9植物 P675、6.1.11景観 P781、P820 参照）。</p>	